書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１３４号
山口県周南市城ヶ丘５丁目１番41号コーポ西林103号、前住所山口県周南市城ヶ丘３丁目３番６号
破産者　徳永　裕之
異議申述期間　平成24年４月９日まで
平成24年３月８日　山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第９１号
山口県大島郡周防大島町大字油宇751番地
破産者　有限会社田部組
異議申述期間　平成24年４月17日まで
平成24年３月８日　山口地方裁判所岩国支部

免責許可決定

平成２３年（フ）第３６０号
北海道稚内市富岡３丁目６番１号
破産者　橋爪　智美
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２００８号
東京都千代田区九段北４丁目３番31号
清算株式会社　株式会社一口坂スタジオ
代表清算人　福江　元久
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２号
新潟市西蒲区金池10番地
清算株式会社　金池管財株式会社
代表清算人　福井　泰雄
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所第１民事部

平成２４年（ヒ）第３００４号
大阪市中央区平野町１丁目８番15号マルイト平野町ビル
清算株式会社　フォレストホーム株式会社
１　決定年月日　平成24年３月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（ヒ）第４３号
京都市中京区小川通御池上ル下古城町389―１番地
清算株式会社　テレモバイル関西株式会社
１　決定年月日　平成24年３月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

平成２３年（ヒ）第８号
香川県小豆郡土庄町小馬越甲82番地
清算株式会社　コマツ美島株式会社
代表清算人　山下　博計
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
高松地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第２号
三重県四日市市高浜町３番11号
再生債務者　舘　　亨
１　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月17日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年５月15日から平成24年５月29日まで
津地方裁判所四日市支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第１号
徳島県板野郡松茂町広島字西川向14番地
再生債務者　株式会社フジモト
１　決議に付する再生計画案　平成23年12月20日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成24年４月23日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成24年４月９日
平成24年３月２日　　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（再）第２号
鹿児島県指宿市十二町4442番地１
再生債務者　有限会社産業衛生社
１　決議に付する計画案　平成24年１月31日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年５月15日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年４月27日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年４月27日
平成24年３月５日
鹿児島地方裁判所民事第３部

再生計画認可

平成２３年（再）第４号
福岡県古賀市谷山942番地１
再生債務者　株式会社テヅカ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月５日の債権者集会で可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成24年３月５日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第９号
埼玉県比企郡川島町大字下伊草112番地５
再生債務者　堀川　健一
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月28日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月11日から平成24年４月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第３号
愛知県大府市共和町茶屋47番地の292
再生債務者　諸岡　　明
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月28日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月４日から平成24年４月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第９号
愛知県刈谷市東境町昭山30番地10
再生債務者　高橋　英樹
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月28日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月４日から平成24年４月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２４年（再イ）第３６号
札幌市中央区南３条東２丁目15番地１　ビッグタワー南３条203号
再生債務者　水本　健人
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月29日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月12日から平成24年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第４６号
札幌市中央区宮の森１条16丁目７番45―401号
再生債務者　高田　郁子
１　決定年月日時　平成24年３月８日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月29日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月12日から平成24年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第２号
北海道滝川市黄金町東２丁目13番７号
再生債務者　荒川　松美
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月29日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月12日から平成24年４月23日まで
札幌地方裁判所滝川支部再生係